

書かない窓口申請マニュアル

- ① 甲賀市HPの手続きナビをクリック



- ② 「申請書を作成」をクリック



③ 必要な手続きにチェックを入れて「チェックを付けた申請書を作成する」をクリック

オンラインで作成できる申請書一覧

- 住民票の写し、印鑑証明書、戸籍関係証明書、税務証明などの証明書を申請する
(交付申請書(表裏))
- 新しく印鑑登録をする
(印鑑登録申請書(表裏))
- 印鑑登録者識別カードの再発行や印鑑をなくした(変更する)ことの申請をする
(印鑑登録再交付・亡失・廃止届・申請書)
- 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付証明書を申請する
(納付証明書交付申請書)

※入力された情報の取り扱いについて
本システム利用中に入力された情報は、申請書等への記入・出力のために使用し、サーバー等への保存は行いません。本システムで作成された申請書は、印刷するかご利用中の端末に保存してください。

チェックを付けた申請書を作成する >

④ 窓口に来られる方・手続きの種類などの必要事項を入力する

交付申請_1

メニュー

1. 交付申請_1 2. 交付申請_2

以下の項目に入力してください。不明な箇所については、空白のままでも印刷は可能です。申請書には、窓口にお越しになる方の署名が必要です。申請書印刷後に署名をしてください。
【印鑑登録申請書の場合のみ】登録する印鑑を持参ください。

1 提出日 >

2 手続きの種類 >

3 窓口に来られた方の情報 >

4 住民票関連の申請 >

5 印鑑証明書の申請

6 戸籍関連の申請

すべての内容の入力が終わったら、右上のメニュー内の「申請書を保存する」ボタンからPDFを保存・印刷してください。もしくは、QRコードを保存し、市民課窓口に提示ください。（QRコードについては、各地域市民センターでは対応できません。）

<< 前のフォームに戻る

次のフォームへ進む >>

交付申請_2

メニュー

1. 交付申請_1 2. 交付申請_2

以下の項目に入力してください。不明な箇所については、空白のままでも印刷は可能です。申請書には、窓口にお越しになる方の署名が必要です。申請書印刷後に署名をしてください。
【印鑑登録申請書の場合のみ】登録する印鑑を持参ください。

1 証明書に記載する方の情報 >

2 税務証明 >

すべての内容の入力が終わったら、右上のメニュー内の「申請書を保存する」ボタンからPDFを保存・印刷してください。もしくは、QRコードを保存し、市民課窓口に提示ください。（QRコードについては、各地域市民センターでは対応できません。）

<< 前のフォームに戻る

次のフォームへ進む >>

- ⑤ すべての内容の入力が終わったら、右上のメニュー内の「申請書を保存する」ボタンから PDF を保存及び印刷して窓口（市民課および各地域市民センター）へ持参する
もしくは、「QR コードを保存する」ボタンから PDF をお手持ちの端末に保存し、市民課窓口にて、QR コードを提示する（QR コードについては、各地域市民センターでは対応できません）

交付申請_2 メニュー

| | | |
|----------------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1.金融機関 | <input type="checkbox"/> 2.保証人 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 5.扶養 | <input type="checkbox"/> 6.奨学金 | <input type="checkbox"/> 7.児 |
| <input type="checkbox"/> 9.保健所 | <input type="checkbox"/> 10.学校 | <input type="checkbox"/> 11 |
| <input type="checkbox"/> 13.指名願い | <input type="checkbox"/> 14.税務署 | |

すべての内容の入力が終わったら、右上のメニューからPDFを保存・印刷してください。
もしくは、QRコードを保存し、市民課窓口へ持参してください。
（QRコードについては、各地域市民センターでは対応できません）

保存する

申請書を保存する

申請書の印字データPDFをプレビューとして表示します。確認の上、問題なければ自端末に保存後、A4サイズで印刷して窓口（市民課、および各地域市民センター）へ持参してください。

QRコードを保存する

こちらから申請書QRコードPDFを自端末に保存後、市民課窓口の専用端末で申請書を印刷・申請することも可能です。（QRコードでの受付については、各地域市民センターでの取り扱いは出来ませんのでご了承ください。）

[<< 前のフォームに戻る](#)